

託送料金変更認可決定取消訴訟 第1回口頭弁論 意見陳述（スライド）

2021年1月13日
弁護士 小島延夫

1

今回の託送料金変更認可決定の違法性

「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を
経済産業省令によって、
託送料金に上乗せすることは、違法

→ 今回の託送料金変更認可決定は、違法な経済産業省令に基づいて、「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を上乗せすることを認可したので違法

2

電力自由化と託送料金

平成28年（2016年）4月1日から、電力小売事業は全面的に自由化された。それに伴い、電気事業者は、基本的には、発電、送配電、小売りの3つの事業者に分けられ、小売電気事業は、登録要件を満たして登録すれば営めることとなった。

小売電気事業者は、電気需要者に対し電力供給をする際に、発電事業者からの電気を、送配電網（送電用及び配電用の電気工作物・法2条8号）を利用して託送を受けなければならない。

そのため、小売電気事業者は、一般送配電事業者と契約して、一般送配電事業者に電気の託送供給業務を委託し、その対価として、一般送配電事業者_{に託送料金を支払う}。

3

送配電事業の公共性と強い公的監督

送配電事業は、託送供給する業務を、ある地域（法4条1項4号）において独占的に営む（法4条1項4号、5条1号・4号・5号）ことが認められており、電気というものが社会的に必要な不可欠なものであることとの関係で、公共的性格を持つ。民間が営んでいるが道路などと同様公共インフラである。

そのため、送配電事業は、公正かつ合理的に営まなければならないものとされ、託送供給契約の締結（法17条）、事業開始（法7条）、事業継続（法16条）などを義務づけられ、供給条件は経済産業大臣の認可を受けなければならない（法18条1項）とされるなど、強い公的監督のもとにある。

4

託送料金

送配電事業の公共性から

託送料金は、「能率的な経営の下における適正な原価」（一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価＝営業費）に、「適正な利潤」を加えたものでなければならない（電気事業法18条3項1号）。

経済産業大臣の認可を受けなければならない（電気事業法18条1項）とされている。

5

平成29年（2017年）9月28日制定の経済産業省令による、託送料金に「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を上乗せする決定

平成29年（2017年）9月28日に制定された、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第50号）（本件省令）は、

令和2年（2020年）4月1日以降（本件省令附則1条）、一般送配電事業者は接続供給の相手方（託送受給者）から賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を回収しなければならないとした（本件省令1条、本件省令による改正後の電気事業法施行規則45条の21の2第1項、第45条の21の5第1項）。

6

「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」

国は、「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」は以下の意味だとしている。

賠償負担金は、原子力損害賠償法第2条第2項に規定する原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年（2011年）3月31日以前に原価として算定することができなかったもの（本件省令による改正後の電気事業法施行規則第45条の21の3第1項）

廃炉円滑化負担金は、原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金（本件省令による改正後の電気事業法施行規則第45条の21の6第1項）

7

「賠償負担金」の額

国は、原子力発電事業者が、福島事故前に確保されておくべきであった賠償への備えは約3.8兆円であったとし、そのうち、2019年度までに原子力事業者が納付する一般負担金の約1.3兆円を控除し、不足分の2.4兆円を

「賠償負担金」として、送配電の託送料金に上乗せして電気の消費者から回収すべきとした。

→ そもそも、賠償負担金は、原子力発電事業者が負担すべきものではないか。

8

「廃炉円滑化負担金」の額

「廃炉円滑化負担金」は、事業者が想定していたよりも早期に廃炉する場合に、設備の残存簿価が一括減損し、一時的に多額の費用が生じることから廃炉判断を躊躇する可能性があったので、「円滑な廃炉を促す環境を整備する」観点から、設備の残存簿価を分割して償却し、その償却分の額とし、その額を電気の消費者から回収すべきとし、4740億円とした。

→ そもそも、廃炉円滑化負担金は、原子力発電事業者が負担すべきものではないか。

9

「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」は、原子力発電事業者が負担すべきものではないか。

賠償負担金も、廃炉円滑化負担金も、送配電事業等を運営することに使用されない。

一般送配電事業者が回収後、原子力発電事業者に、支払われる。

「賠償負担金」も「廃炉円滑化負担金」も、「能率的な経営の下における適正な原価」（一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価＝営業費）ではない。

10

憲法41条の定め と 委任立法

憲法41条は「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」と定めている。それは、国会中心立法の原則及び国会単独立法の原則の2つの意味を含み、この国会中心立法の原則によれば、実質的意味の立法は国会のみが行うことができ、行政がこれを行うことはできない。＝ **民主主義国家においては、国会が国民の権利を制限し、義務を課すことができる。**

行政機関は、形式的意味の法律の明文による委任規定が存在し、かつ、その委任の範囲を超えない限りにおいて、委任立法によって、国民の権利を制限し、義務を課すことが可能になる。

11

憲法41条の定め と 法規命令 の違法

形式的意味の法律の明文による委任規定が存在しないのに法規命令を定めることは、憲法41条違反で違憲。

法律による委任の範囲を逸脱して命令を定めることは、当該法律に反し違法であるとともに、行政が実質的な意味の立法を行うものとなり、憲法41条に反し違憲。

法規命令＝私人との権利義務関係を規律するために制定される行政機関が定める法令

12

電気事業法に、一般送配電事業者に対し、接続供給の相手方（託送受給者）が、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を支払うべきとする規定がない。

賠償負担金の支払い義務及び廃炉円滑化負担金の支払い義務を課すことを委任する規定は、電気事業法施行規則への権限を委任する法律である電気事業法には、存在しない。

→したがって、その点で、電気事業法施行規則にそれらを定める、本件省令及び改正後の電気事業法施行規則の規定は、憲法41条に違反し、違憲であり、無効。

13

改正前の電気事業法施行規則「第2章 電気事業」

- 「第1節 小売電気事業」（第3条の5から第3条の15まで）、
- 「第2節 一般送配電事業」（第4条から第40条まで）、
- 「第3節 送電事業」（第41条から第45条まで）、
- 「第4節 特定送配電事業」（第45条の2から第45条の18まで
- 「第5節 発電事業」（第45条の19から第45条の21まで）、
- 「第6節 特定供給」（第45条の22から第45条の26まで）、
- 「第7節 広域的運営」（第45条の27から第47条まで）
- 「第8節 あっせん及び仲裁」（第47条の2から第47条の7まで

14

賠償負担金の支払い義務及び廃炉円滑化負担金の支払い義務を課す規定はどこに

本件省令によって新たに設けられた、賠償負担金の支払い義務及び廃炉円滑化負担金の支払い義務を課す規定（第45条の21の2から第45条の21の7までの規定）が、一般送配電事業の原価に関するものであるならば、「第2節 一般送配電事業」の中に定められるべきだが、

「第2節 一般送配電事業」の中ではなく、

「第5節 発電事業」の後に、二つの節（「第5節の2 賠償負担金の回収等」、「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」）を特別に設けて、定められている。

15

改正後の電気事業法施行規則「第2章 電気事業」

「第1節 小売電気事業」（第3条の5から第3条の15まで）、

「第2節 一般送配電事業」（第4条から第40条まで）、

「第3節 送電事業」（第41条から第45条まで）、

「第4節 特定送配電事業」（第45条の2から第45条の18まで

「第5節 発電事業」（第45条の19から第45条の21まで）、

「第5節の2 賠償負担金の回収等」（第45条の21の2から第45条の21の4）

「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」（第45条の21の5から第45条の21の

「第6節 特定供給」（第45条の22から第45条の26まで）、

「第7節 広域的運営」（第45条の27から第47条まで）

「第8節 あっせん及び仲裁」（第47条の2から第47条の7まで

16

改正後の電気事業法施行規則の規定は、新たな義務を、小売電気事業者に課すものだが、電気事業法には、その委任規定がない以上、憲法41条違反

→「第5節の2 賠償負担金の回収等」「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」で定められた、一般送配電事業者が、接続供給の相手方（託送受給者）から、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を回収するべきとする定めは、一般送配電事業とは別に、発電事業の直後に規定された。（発電事業者のための制度）

→ 新たな義務を、小売電気事業者に課すもの。しかし、電気事業法には、その委任規定がない。

→ 改正後の電気事業法施行規則の規定は、憲法41条に違反し、違憲であり、無効。

17

託送料金算定規則4条2項の規定は委任の範囲を超えるもので違法

本件省令による改正後の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）4条2項は、「一般送配電事業者は、前項の規定により算定した合計額のほか、営業費として、・賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の額を算定しなければならない」と定める。

前項の規定＝4条1項は、営業費を定める。役員給与、給料手当・・委託検針費、委託集金費、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費、修繕費・・・固定資産税など 一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価

18

託送料金算定規則4条2項の規定は委任の範囲を超えるもので違法

託送料金算定規則4条2項は、一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価 以外のものを、「営業費」とする規定

電気事業法は、一般送配電事業を営むために必要な費用＝法18条3項1号で定められている、「能率的な経営の下における適正な原価」を、営業費とする。

この託送料金算定規則4条2項の規定は委任の範囲を超え違法であり、憲法41条に反し違憲。

19

法の委任なく、あるいは委任を超えて、省令で義務を課すのは、民主主義の根幹を揺るがし、三権分立にも反する。

本件省令及びそれによる改正後の電気事業法施行規則は、法律上の委任規定がないにも関わらず、接続供給の相手方（託送受給者）に、賠償負担金の支払い義務及び廃炉円滑化負担金の支払い義務を課すものであるから、憲法41条に違反し、違憲であり、無効であり、

本件省令による改正後の本件算定規則4条2項の規定は、委任の範囲を超え、電気事業法および憲法41条に反する違法違憲であり、無効なものである。

→ これら無効な規定に基づいてなされた本件認可は違法、無効なものとして取り消されるべきである。

20

被告国の訴訟態度について

- 今回、被告国は、答弁書において、当方の主張に対する認否もせず、反論もしていません。追って提出するとしています。
- 今回の訴訟は、被告国、経済産業省が、十分検討したうえで、制定した、電気事業法施行規則と料金算定規則についてのもの。
- 自ら作成し、一般送配電事業者に、義務を課しておきながら、認否も反論もすぐにできないというのは、おかしい。
- 著しく誠実さを欠く訴訟態度ではないか。
- 速やかに、当方の主張に対する認否・反論をすべき。